

(17) その他必要と認められる事項(業務用E T Cカードの管理等)

- 2 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を**提出**しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。
- 3 請負者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に**提出**しなければならない。

1.4.4 品質管理計画書

- 1 請負者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、監督職員の承諾のうえ省略することができる。
 - (1) 適用の範囲
 - (2) 施工概要
 - (3) 要求性能
 - (4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (5) 試験施工計画
 - (6) 施工管理計画（社内検査体制含む）
 - (7) 品質管理計画（社内検査体制含む）
 - (8) その他必要と認められる事項
- 2 請負者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。
- 3 請負者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。
 - (1) 材料受け入れ時は、2.1.2 第5項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。
 - (2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。
 - (3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。
 - (4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。

1.4.5 施工法の承諾

請負者は、**設計図書**において施工法に関し、監督職員の**承諾**を得ることと指定された事項については、「**施工法承諾申請書**」を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

1.4.6 施工図の承諾

請負者は、**設計図書**において施工図等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、**施工図等**を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

1.4.7 作業計画書

1 請負者は、**設計図書**に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「**作業計画書**」を**提出**しなければならない。

- (1) 施工体制
- (2) 作業工程
- (3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）
- (4) 使用材料
- (5) 機械器具類
- (6) 品質及び施工管理計画（社内検査体制含む）
- (7) その他各節に特に定める事項等

2 請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に、「**変更作業計画書**」を**提出**しなければならない。

1.4.8 施 工

1 請負者は、**施工計画書**及び**作業計画書**を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

2 請負者は、工事の施工部分が**設計図書**に不適合であることを発見した場合は、直ちに**工事打合せ簿**にその内容を記載して**報告**し、監督職員の**指示**を受けなければならない。

3 請負者は、高速道路上にあっては**道路工事等協議書**に従い工事を施工し、高速道路外にあっては工事の施工に先立ち**道路使用許可申請書**により所轄警察署の許可を受け、かつ、その許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。

4 請負者は、首都高速道路上において、工事を施工するときは**道路工事等協議書**の写し及び**作業連絡**の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外にあっては**道路使用許可書**をそれぞれ携帯しなければならない。

5 請負者は、**工事開始時**及び**工事完了時**並びに**降雨**その他の事由により工事を中止するときは、速やかにその旨を連絡しなければならない

1.4.9 ETC業務用カードの貸与

1 請負者は、維持、修繕工事等（新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供

用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。)のため、首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。

- 2 請負者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要なETC業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を**請求**することができる。
- 3 請負者は、ETC車載器を自らの負担により設置しなければならない。
- 4 請負者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が**確認**を求める場合がある。
- 5 請負者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。
- 6 請負者は、請負者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 請負者は、ETC車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与されたETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。

1.4.10 出来形の管理

請負者は、関係法令、その他設計図書に定める出来形、規格値により定められた各書類及び基準にあった補修工事の出来形を管理しなければならない。

1.4.11 現場社内検査

- 1 請負者は、施工計画書又は作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。
- 2 請負者は、監督職員の**請求**に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに**提示**しなければならない。
- 3 請負者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」又は「作業計画書」に記載しなければならない。

なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。

- 4 請負者は、工事の施工について、現場監督員の**立会**を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が**請求**した場合は、直ちに**提示**しなければならない。

1.4.12 工事週報等

- 1 請負者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電

子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、品質管理室工事検査グループによる検査時に確認できるようにしなければならない。

- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。
- 3 請負者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに**報告**しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。
- 4 請負者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを**提出**しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。
- 5 請負者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の**請求**があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

1.4.13 工事中仮設構造物等

請負者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、工事を施工しなければならない。

1.4.14 作業用機械の選定等

- 1 請負者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て使用することができる。
- 2 請負者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、市に届出を行ったときは、速やかに**報告**しなければならない。
- 3 請負者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。

1.4.15 環境保全

- 1 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭

和 62 年 4 月 16 日) 関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに**報告**し、監督職員から**指示**があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、請負者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。
- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、請負者は、必要な資料を**提示**しなければならない。

1.4.16 支障物件の処理

- 1 請負者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（支障物件）について、関係者及び監督職員の**承諾**を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を**確認**の上、報告書を**提出**しなければならない。
- 2 請負者は、前項の報告書を**提出**したときは、支障物件の処理について監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 3 請負者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、**報告**しなければならない。これに必要な費用は、請負者の負担とする。

1.4.17 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、**設計図書**に記載がない場合は、監督職員の**指示**によらなければならない。
- (2) 請負者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を**提出**しなければならない。
- (3) 請負者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 請負者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。
- (5) 請負者は、支給材料又は貸与品については、**設計図書**で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。
- (6) 請負者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を**提出**し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。

ない。

- (7) 請負者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (8) 請負者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の土木工事共通仕様書 機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。
- (9) 請負者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。

1.4.18 現場発生品

- 1 請負者は、工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。
- 2 請負者は、工事の施工によって生じた現場発生品については、前項に規定する「発生品報告書」を作成し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

1.4.19 色、柄等の指示

請負者は、色、柄等について監督職員の指示を受けなければならない。

1.4.20 技能士

技能士は、次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士又は単一等級の資格を有するものとし、資格を証明する資料を提出しなければならない。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1 名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行わなければならない。

1.4.21 技能資格者

- 1 技能資格者は、設計図書に定められた資格を有する者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。
- 2 技能資格者は、資格又は能力を証明する資料を提出しなければならない。